

## 食品表示制度の抜本改正を求める意見書

繰り返される加工食品の産地偽装事件や毒物混入事件を受け、食の安全が強く求められており、さらには、多くの消費者が国産食品を求め、自給力向上を望んでいる。

しかしながら、冷凍食品を始めとする加工食品については、原料のトレーサビリティ制度が確立されておらず、また、一部を除き、原料原産地の表示義務が課せられていないため、消費者が食品の安全性を確認することができない。

さらに、遺伝子組換え食品については、一部の食品に表示義務が課せられているものの、すべての食品で義務化されてはおらず、また、クローン家畜由来食品についても表示義務が課せられていないところであるが、これらの食品に対しては、多くの消費者がその安全性に不安を抱いている。

よって、国におかれては、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保し、命の基本となる食料の自給力向上及び食の安全・安心の回復を図るため、偽装表示に対する取組を進めるとともに、食品表示制度の抜本改正に向け、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 2 すべての遺伝子組換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 3 クローン家畜由来食品については、安全性を十分確認するとともに、表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月18日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

あて

厚生労働大臣

農林水産大臣

消費者及び食品安全担当大臣